

◎議長（青野隆一議員）

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第19号によって進めます。

日程第1、議第9号「令和5年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第6、議第14号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険 特別会計予算」までの6案件を一括議題といたします。

この際、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長。

〔予算特別委員長 菅野修一 議員 登壇〕

◎予算特別委員長（菅野修一議員）

おはようございます。今定例会におきまして、当予算特別委員会に付託されました令和5年度一般会計予算をはじめとする予算議案6案件につきまして、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当予算特別委員会は、去る3月9日、10日の2日間にわたり議場において、議員全員による予算特別委員会を開催し、当局から、市長、副市長、各行政委員会の長、並びに各課長等の出席を求め、総括質疑を行いました。付託されました6案件の予算案について、慎重に審査し、終始活発な質疑応答がなされました。さらに、審査の慎重を期するため、各常任委員会を母体とする2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る10日から、それぞれの分科会において、詳細に審査を行ったところであります。その分科会における審査の結果につきましては、去る17日の特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ詳細に報告がなされたところであります。

令和5年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の中間年度となります。「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向けて、総合振興計画における5つの基本目標を中心としながら、市長の掲げる「みんなが安心して楽しく暮らせるまち」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまち」、「誰もが魅力を感じるまち」の3つのまちづくりのテーマに沿って、しっかりと対応していくことを強く望むものであります。

それでは、示されました新年度予算案に対する総括質疑の概要について、その特筆すべきものについて申し上げますが、当予算特別委員会は、全議員で構成しておりますので、詳細については割愛をさせていただきますと思います。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

本市の基幹財源である地方交付税については、令和4年度の交付実績等を参考に、前年比3,579万7,000円の増、率にして0.8%の増を見込んだとのことでありますが、本市歳入の多くが依存財源となっていることから、ふるさと応援寄付金なども含めた自主財源の確保に期待するものであります。

次に、市民税については、経済が緩やかに持ち直している状況を受け、個人市民税及び法人市民税ともに増加が見込まれること、銀山温泉の観光客数がコロナ禍前の水準に戻ってきている状況を受け、入湯税の増額が見込まれること、また、市たばこ税について、受動喫煙対策や健康意識の高まりによって、売り上げ本数の減少が見込まれるものの、加熱式たばこに係わる課税方式の見直しによる増額も見込まれることから、市税全体では前年度比1.3%の増加が見込まれているところであります。

自主財源の根幹となる市税の確保に向けて、コンビニ収納やキャッシュレス決済の実施、夜間納税相談など、市民に寄り添った納税環境の整備により、さらなる収納率の向上が図られることを期待するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

本市の財政状況については、先ほど申し上げたとおり、市税や地方交付税が前年度比で増加すると見込んだものの、昨今の原油価格や物価高騰、さらには労務単価の上昇による歳出の増加が見込まれるほか、後年度にも大規模事業が控えており、今後も厳しい財政事情が続くものと思われることから、これまでの事業における効果、検証をしっかりと行いながら、重点事業に取り組みされるよう要望するものであります。

まず、第2款総務費に関して申し上げます。

移動市役所導入事業については、市役所に見立た車両の実証運行を今年の秋頃から開始し、市内92の全集落へ出向く予定であり、各種申請や相談業務を行いたいということですが、交通弱者やデジタルに不慣れな方が、誰でも気軽に利用できる事業となるよう要望したところであります。

タクシー券等電子化事業については、これまで紙で交付しているタクシー券を、マイナンバーカードを活用して電子化を図り、来年度の実証運行を経て、令和6年度から本格実施を予定しているとのことでありますが、マイナンバーカードを取得していない方も想定されることから、紙のタクシー券も併用する期間を設け、デジタル化を不安に思う市民でも、安心して利用できるよう、事業内容の周知に努められるよう要望し

たところであります。

地域防災専門員の配置については、災害発生時、職員と一緒に対策本部の総合調整を担い、市長への助言なども含め、これまでの経験を活かして災害対応に当たっていただくことで、災害発生時の対応能力の向上が図られるとのことであります。職員に対し基礎知識の研修を行いながら、災害対応に関する知識を習得していただき、組織体制強化や防災力の向上により一層努められるよう要望したところでもあります。

次に、第3款民生費に関して申し上げます。

地域子育て支援センター事業については、令和5年度より、よつばこども園及び尾花沢幼稚園に、認定こども園における子育て支援事業として、子育て支援センターが開設され、市がおもだか保育園内に設置している、地域子育て支援センターに加え、子育て世代の交流の場や、子育て相談の窓口の充実化が図られるとのことであります。また、本事業は、子ども・子育て支援交付金を活用した事業であり、子育て支援策に対する国、県の補助制度は多岐にわたっているため、今後とも制度を活用、有効に活用し、本市の子育て支援策をより一層推進されるよう要望したところでもあります。

次に、第6款農林水産業費に関して申し上げます。

儲かる農業支援事業については、中小規模農家が儲かる農業経営を行うため、個々の経営が成り立つことを前提に支援をしていき、機械の共同利用も今後考えていくとのことであります。市内では作付面積が少ない中小規模の農家が多く、スマート農業の機械は高価なため、購入が難しい現状であることから、共同利用により間接的な利益を得ることができるということを周知徹底いただくよう要望したところでもあります。

次に、第7款商工費に関して申し上げます。

徳良湖スノーランド事業については、今シーズン、市内より、よりも市外からの来場者が多く、インバウンド観光も多く迎え入れているとのことであり、徳良湖周辺で利用できる割引券の効果など、評価できる実績ではありますが、事業を長く継続していくため、命名権の導入や観光パックを企画するなど、今後、持続可能な運営のあり方についての検討を要望したところでもあります。

次に、第8款土木費に関して申し上げます。

老朽空き家除却事業補助金については、国の基準以下の不良住宅の解体に対し、市単独で除却費用の40%を助成する事業とのことであります。建物解体後は固定資産税の住宅用特例処置が適用されていないこと

から、減免の検討や実態に応じて除却が図られるよう、さらなる予算の確保を要望したところでもあります。

次に、第9款消防費に関して申し上げます。

消防団員の確保については、基本団員と機能別団員を合わせ、条例定数600名を目標に確保していきたいとのことであります。消防団員が日中不在となる地区が増加していることから、地域防災力強化のため、市民に対して機能別消防団員制度を周知するとともに、地区の区長などにもお願いしながら、広く募集を行っていただくよう要望したところでもあります。

次に、第10款教育費に関して申し上げます。

尾花沢こども未来プランについては、学力調査などの結果を通して、基礎学力を高める必要性や、家庭における学習意欲の低下が明らかになったことから、子どもの学力向上、社会力向上を柱として、学ぶ力、豊かな心の育成を行うとのことであります。古くから伝わる伝統行事の継承など、地域に根付いた学習も展開されるよう要望したところでもあります。

以上、付託された予算議案6案件に対する審査の過程について申し上げますが、当予算特別委員会としては、議第9号「令和5年度尾花沢市一般会計予算」については賛成多数をもって、議第10号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」から、議第14号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」までの5案件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

また、予算議案の審査にあたり、詳細なる資料を提出され、誠心誠意、説明にあたられました市当局、そして真剣に審査にあたられました委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝申し上げます。

結びに、3月末日をもって退職されます職員の皆様には、これまで、本市の発展にご努力されてきたことに、深く感謝申し上げます。退職後も尾花沢をこよなく愛されますとともに、今後とも本市の発展にご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で予算特別委員会の報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長（青野隆一議員）

この際、申し上げます。予算特別委員長に対する質疑であります。予算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたします。

次に討論であります、通告がありませんので、終結いたします。

これより、採決いたします。まず、議第9号「令和5年度尾花沢市一般会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議がありますので、議第9号を起立により採決いたします。

委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（青野隆一議員）

起立多数であります。よって、議第9号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号「令和5年度尾花沢市簡易水道特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第11号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第12号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第13号「令和5年度尾花沢市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第14号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第7、議第15号「尾花沢市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第18、議会案第1号「尾花沢市議会の個人情報保護に関する条例の設定について」までの12案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって12案件の審議については委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第7、議第15号「尾花沢市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第16号「尾花沢市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第17号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第18号「尾花沢市路線バス及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第19号「尾花沢市徳良湖周辺等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第20号「尾花沢市徳良湖湖面利用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。塩原未知子議員。

◎7番（塩原未知子議員）

お伺いします。提案理由の中に、市民が施設を利用しやすい環境とありますけれども、市外の利用の方が多いうように思いますが、この内容に関して、分かりやすく説明をお願いします。

◎議長（青野隆一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（間宮康介君）

お答えいたします。徳良湖につきましては、まず市民の憩いの場、あとは観光誘客をしながらの観光施設としての括りというふうなことで、両面からの手立てと考えてございます。ここに市民がというふうに書いてございますけれども、一個人、あとは団体というふうなことで、利用を目論んでございますけれども、当然団体につきましては、いろいろスポーツ少年団ですとか、市内の方なども多く利用していただきたいということから、ここに文言を入れているところでございます。以上でございます。

◎議長（青野隆一議員）

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

なぜ、市内の方と市外の方で料金が違うのかというのをお尋ねしました。あと、なぜかと言いますと、水難事故などに関わる保険料を今回は抜くということの改正のようですので、そのあたり、大変心配しているところなんですけれども、説明をお願いします。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。市内、市外というような区別は今回設けてございません。あともう1点、保険につきましては、施設賠償責任保険というようなもので、ある程度のその網羅ができるというようなことがございますので、今回利用料金を少し下げまして、その部分を下げまして対応したところでございます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

塩原未知子議員。

◎7番(塩原未知子議員)

保険料を抜いて料金を下げたということであれば、私大変心配をしております。4月1日からこれ初めて条例を作りまして、今まで湖面の利用はさまざま、市民も市外の方もやっておられると思うんですけれども、何よりも安全が第1だと思いますけれども、この部分をなくしてということが非常に心配されます。管理体制はどのようなものなんでしょうか。最後にお願いします。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

安全への配慮というふうなところについては、十分網羅しているかと思えます。この施設賠償責任保険についても、この利用者に対しての手立てなどは十分できるというようなことで、当初予定していたものを外したものでございます。

また安全管理につきましては、現在今、湖面を利用している団体等もございまして、そちらにある程度初動体制などをお願いしながら、しかし事故が起きた場合には、やはり消防、警察との連携というふうなことで、対応していかなければならないかと考えております。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議あり〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

異議がありますので、起立により採決をいたします。本案に賛成の議員の起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

◎議長(青野隆一議員)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第21号「尾花沢市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第21号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第22号「尾花沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第22号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第23号「第9次尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」を議題といたしま

す。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第23号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第24号「地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第25号「北村山消防指令事務協議会規約に関する協議について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第25号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議会案第1号「尾花沢市議会の個人情報保護に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議会案第1号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、「各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続審査の、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長及び伊藤浩議員より、「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）」から「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について」までの4件の議案が提出をされております。

お諮りいたします。これら4件の議案を、日程第20から日程第27とし、本日の議事日程に追加したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案件は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第20、議第26号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）」から日程第23、議会案第2号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について」までの4案件を一括上程いたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕君)

おはようございます。今定例会に追加提案しました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第26号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ141万6,000円を追加し、予算の総額を143億8,722万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、今冬の降雪により破損を生じた消防団ポンプ格納庫を修繕するため、消防費に施設等修繕料を追加するものであります。

歳入につきましては、地方消費税交付金、社会保障財源分を追加し、予算を調製するものであります。

第2表、繰越明許費補正についてですが、消防施設修繕事業について、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に一般議案について、ご説明申し上げます。

議第27号「尾花沢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特定公共賃貸住宅の用途の一部廃止するため提案するものであります。

議第28号「尾花沢市市営単独住宅管理条例の設定について」ですが、市営単独住宅について定めるため提案するものであります。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議長(青野 隆一 議員)

次に、「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について」を議題といたします。提案者である伊藤浩議員より、提案理由の説明を求めます。伊藤浩議員。

〔8番 伊藤 浩 議員 登壇〕

◎8番(伊藤 浩 議員)

議会案を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第2号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」の提出について申し上げます。

本市の農業従事者の平均年齢は67.3歳と高齢化が進んでいる中、令和2年以降の米価の低迷、さらに肥料や燃油などの資材価格の高騰で、これまで以上に離農者の増大が懸念されております。そうした中、一度も水を張らない農地は、令和9年度以降に交付対象水田としない見直しが示され、さらに、今年に入り畑地化

促進事業も展開されたことにより、農家、関係団体から周知不足の声や今後の経営に不安の声が大きく、今後の経営の見通しや営農計画が立てられないなどの、深刻な影響が生じております。

以上のことから、本案件については、農業の現場の実状や影響の大きさを把握していただくとともに、農家の安定した経営を支えるための対策を講じられるよう、国に対し意見書を提出するものであります。

以上が提案理由であります。本案件に対し、何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎議長(青野 隆一 議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第24、議第26号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」から、日程第27、議会案第2号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について」までの4案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野 隆一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、4案件の審議については委員会付託を省略することに決しました。

日程第24、議第26号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野 隆一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野 隆一 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第26号は、原案のとおり決しました。

日程第25、議第27号「尾花沢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野 隆一 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第27号は、原案のとおり決しました。

日程第26、議第28号「尾花沢市市営住宅、市営単独住宅管理条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第28号は、原案のとおり決しました。

日程第27、議案第2号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。

慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

3月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げ

げます。

議員の皆様には、去る3月2日から19日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出させていただきました令和5年度予算並びに各種重要案件につきまして、原案のとおりご可決いただき厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、統合小学校建設や、行政窓口のデジタル化、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた観光振興対策や、物価高騰の対応等、広範多岐にわたり多くのご意見を頂戴いたしました。

審議を通して賜りましたご意見やご要望につきましては、令和5年度からの市政運営に十分反映しながら取り組んでまいります。

特に、ご可決いただきました新年度予算につきましては、私が目指す3つのまちづくり、「みんなが安心して楽しく暮らせるまち」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまち」、「誰もが魅力を感じるまち」の実現に向けた施策の初年度となります。本市が将来にわたって持続的に発展していくために、私も誠心誠意努力し、チャレンジしてまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

雪解けとともに、春の息吹を感じる季節となりましたが、まだまだ寒い日が続いております。議員の皆様にはくれぐれもご自愛をいただき、市政発展になお一層のご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長（青野隆一議員）

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって3月定例会は閉会となりますが、今年度をもって退職される職員の皆様、長い間、大変お疲れ様でございました。皆様のこれまでのご功勞に対しまして、議会を代表し、心より感謝と御礼を申し上げます。

退職されました後も、健康に留意をされまして、これまでの経験を活かし、引き続き、市勢発展や地域の活性化にお力を発揮していただきたいと存じます。大変ありがとうございました。

以上をもって、令和5年3月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時52分